

平成30年 第2回

陸別町教育委員会会議録
(公開用)

自 平成30年2月21日

至 平成30年2月21日

陸別町教育委員会

平成30年 第2回 陸別町教育委員会会議録

招 集 の 場 所	陸別町役場 3階 委員会室			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成30年2月21日 午前 9時55分	教育長	野下 純一
	閉 会	平成30年2月21日 午前11時 5分	教育長	野下 純一
委 員 の 出 席 及 び 欠 席 ○出席を示す ×欠席を示す	教 育 長	野 下 純 一	○	出席 3人 欠席 1人
	教育長職務代理者	石 橋 勉	○	
	委 員	西 岡 愛 則	○	
	委 員	角 熊 葉 子	×	
会議録署名委員	石 橋 勉			
説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	次 長	有田 勝彦	主 任 主 査	北村 正利
	主 幹	瀧口 和雄	主 任 主 査	遠藤 克博
	所 長	津幡 恵一		
職務のため会議に 出席した者の職氏名	主 任	角谷 亮輔		
会 議 に 付 し た 事 件	議案第2号―陸別町奨学資金貸付条例の一部改正を陸別町長に申し出ることについて			
	議案第3号―平成30年度陸別町教育行政執行方針について			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○野下教育長 ただいまより、平成30年第2回陸別町教育委員会会議を開会します。角熊委員より欠席の旨報告を受けております。

◎会議録署名委員の指名

○野下教育長 本日の会議録署名委員は、石橋委員にお願いします。

◎事務報告

○野下教育長 事務報告を行います。事務局から説明をお願いします。

○瀧口主幹 議案をお開きいただきまして1ページ、事務報告につきましては30年2月8日からの分でございます。

管理関係でございますが、2月8日第2回とありますが、第1回にご訂正をお願いします。第1回陸別町教育委員会会議をこの場所で実施をいたしております。同じ日、中学校の新1年生体験入学、保護者説明会を中学校で実施、9日には小学校の新入学児童1日体験入学と保護者説明会がありましたが、保護者説明会におきましては私ども教育委員会職員2名が出向きまして、教育行政について説明をしております。

13日、十勝管内市町村教育委員会の教育長会議がありまして、教育長が出席しております。

同じ日、陸別町小中合同の第3回目の研修会を中学校で実施いたしました。職員3名が出席をしております。このときに、小中一貫教育に関わります第2回目の説明ということで、今後のスケジュールについて学校の先生全てに説明をさせていただいたところでございます。30年度を準備期間といたしまして、31年度から陸別町の一貫教育をスタートさせるという内容になっておりまして、委員会の設立までは設立準備会というものを立ち上げて段取りをいたしますという内容の説明をしております。

15日、第11回校長教頭会議を実施しております。

同じ日、開町100年記念事業の審議会が大会議室で行われまして教育長が出席、16日は平成30年度当初一般教職員人事異動に関わります教育長の一次協議ということで、教育長が帯広に出向いております。

20日でございますが、先ほど申し上げました陸別町小中一貫教育推進委員会を設立するための準備会を実施しております。対象につきましては両校の校長及び教頭、それから教育委員会

事務局ということで構成して実施をしております。

以上でございます。

○北村主任主査 社会教育関係の事務報告をいたします。

2月12日、ふるさと劇場の第97回公演がありまして、陸別しばれミュージックフェスティバル2018ということで、入場者数は132名を数えております。

13日は英会話教室が実施されております。

15日ですが、第3回学校支援地域本部事業実行委員会を行い、訂正となりますが、実行委員3名とありますが4名が出席し、野下教育長ほか職員3名も出席しました。

20日は、今年度最後のことぶき大学第8回目ということで修了式を行っております。19名の受講生が参加しました。

以上です。

○遠藤主任主査 社会体育関係です。

2月8日、スポーツチャレンジクラブ第1回目ということで、スケートを町営スケートリンクで行いました。スポーツチャレンジクラブというのは、小学生と保育所の年長、希望者を対象としており、5種類のスポーツを1回ずつ実施する体験的な事業です。第1回目のスケートは7名から申し込みがありました。

10日は、町民スケートリンクの最終日ということで、今シーズンの一般開放を終了しました。

11日は、第57回全十勝小中学校選抜スピードスケート選手権大会が足寄町で開催されました。参加者の総数は、全十勝で700名弱程度いまして、陸別からは3名参加しております。教育長ほか職員2名出席しております。

13日は、スポーツチャレンジクラブの2回目ということで空手を実施しております。

14日は、第2回町民カローリング大会を中学校体育館で行っております。

2ページに移っていただいて17日、第20回町民しばれパークゴルフ大会を町民運動場しばれパークゴルフ場で行いました。13名の参加をいただいております。

昨日ですけれども20日、スポーツチャレンジクラブ3回目ということでバドミントンを実施しています。

以上です。

○津幡所長 給食関係です。

2月15日に第2回のジビエ料理コンテスト表彰式があり、それに私が行きました。事前に家庭料理部門と給食アイデア部門から3つずつ選ばれ、2月4日に実食審査をエコール辻東京で行われ、その中で賞が決まったということで、審査結果は当日発表となっており、最高賞の農林水産大臣賞をいただきました。資料なんですけれども、農林水産省のホームページに掲載された結果と、表彰状等の写真、入賞のレシピとなっています。辻料理学校の先生からはとても簡単で美味しかったという言葉をいただきました。ジビエ利活拡大推進室の方からは、一

般の方もいる中で、給食関係の方が授賞していただけて良かったというお言葉をいただきました。

以上です。

○有田次長 今後の予定について私のほうから報告させていただきます。

2月8日以降ですね、新たに加えられたものを中心に報告をさせていただきます。

3月1日ですけれども、大人のためのリコーダー講習会が夜7時から小学校で行われます。

それから3月8日ですけれども、公民館講座陶芸教室を午前10時から、全2回の予定をしております。

13日ですけれども、自宅でできる簡単ヨガ教室を13時30分から行います。

19日は、第12回陸別町校長教頭会議を10時から、翌日20日には陸別町小中一貫教育推進委員会設立準備会、午後2時からを予定しております。

3ページでは、24日、生活体験講座、お料理基本講座が10時からの開催となっております。なお、加えて教育委員の皆様に出席をしていただきたい予定のものにつきまして改めて述べたいと思います。

まず2ページですけれども、3月5日に第3回陸別町教育委員会会議を10時からですね、教育振興賞の決定をしたいというふうに思っております。

3月15日、9時30分から陸別中学校第71回卒業式、3ページにいきまして21日10時から陸別町教育振興賞表彰式、23日には陸別小学校第108回卒業式が午前9時から、26日には教職員の離任式を16時からの予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○野下教育長 事務報告について質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎報告事項

○野下教育長 なければ報告事項について申し上げます。報告1、平成30年度教育費等の主な予算査定結果について、事務局から報告を願います。

○有田次長 それでは4ページをごらんください。

4ページから7ページまでの、30年度教育費等の主な予算査定結果について私のほうから説明させていただきます。主なものを抜粋して記載をしております。

4ページ目の上段でありますけれども、管理担当、社会教育担当、社会体育担当、給食担当それぞれの合計の要求額、査定額、差引額を記載をしております。要求額に対して査定額の結果、差引で約1,000万円ほどの減額査定となっておりますけれども、主な要因につきましては、タウンホール備品の減額と賃金の減額が主なものというふうに認識をしているところで

あります。それでは順番に説明させていただきます。

1の財産管理費の関係ですけれども、このところは点の2つ目、タウンホール維持管理事業ということで、備品購入費でありますけれども、当初椅子200脚、椅子用台車6台を要望としていましたが、査定の結果椅子を100脚、椅子用台車を3台ということで、約248万4,000円の減額査定となっております。

また、2番目にあります総務管理費ですが、隣に括弧書きしている社会教育協賛事業は削除してください。2の総務管理費でありますけれども、30年度が陸別町開町100年ということでその記念事業関係で、予算的には総務課備品なんですけれども、社会教育の協賛事業として、記載のとおりの386万6,000円が査定で認められております。

その下が社会体育事業関係でありますけれども、101万4,000円ということで記載のと通りの査定結果となっております。

それから2、事務局費ということで、奨学資金の貸付けでありますけれども、要望額はですね、当初高校1万5,000円、大学2万円ということでありましたが、査定の前に要望額の変更をしております、高校につきましては月額3万円以内、大学につきましては月額5万円以内ということでつきまして、372万円の査定結果となっております。こちらにつきましては、条例改正がありますので、そちらのほうで詳細を述べたいと思いますけれども、29年度は180万円だったということで約192万円の増額の予算になっているというような状況であります。

続いて、教職員住宅建設事業についてですが、実施設計と記載されていますが削除をお願いいたします。教職員住宅につきましては、東1条2区にあるD棟1棟2戸の建設と、現在ある47号48号の解体工事、外構工事で5,580万6,000円の予算となっております。

3の教育振興費でありますけれども、ここでは療育指導であるとかCAPプログラムなどがありますけれども、今回3つ目の言語聴覚士の謝礼が新規で14万5,000円、スクールカウンセラーにつきましては当初6回ということで要望しておりましたけれども、2回ということで査定で減額されておりました3万9,000円という形になっております。

5ページをごらんください。

丸の2つ目、小中一貫教育推進事業交付金、新規ということでありますが、これは、今年度まで学校教育推進協議会の事業、交付金がありますけれども、これを廃止して統合新設することになっております。総体の金額は大きな変動はありませんが177万9,000円ということになっております。一部小中一貫研修分が要望より減額をされているというような状況であります。

その下学習支援事業でありますけれども、長期臨時職員を3人ということで要望しておりましたが、29年度同様に3人から1人となりまして、残りの2人につきましては、短期臨時職員ということになっておりますので、510万3,000円ということで、ここで約322万円の減額の査定となっております。

英語指導助手招へい事業につきましては、継続で620万3,000円で決定をしております。

4の教育研究所費は、副読本作成事業ということで、150冊、241万6,000円となっております。

5の小学校管理費でありますけれども、小学校管理委託、これは校務補の委託でありまして、454万8,000円、その下、AEDレンタル料金ということで、これは5年間メンテナンス付きでありますけれども、新規で8万5,000円についております。以下、小学校維持管理事業、学校備品購入等につきましては、記載のとおりとなっております。

6の小学校教育振興費でありますけれども、コンピュータ保守、それから教材用備品購入につきましても記載のとおりでありまして、その下、コンピュータ整備事業であります。児童用パソコン更新3台ということで29万2,000円となっております。

その下、給食費の補助であります。こちらは継続でありまして504万円、その下新規でありますけれども修学旅行費交付事業ということで、修学旅行一人につき1万円の助成をするというもので、15万円がついております。

7、中学校管理費でありますけれども、こちら中学校管理委託で校務補の分として426万円あります。その下小学校と同様AEDレンタル料金ということで8万5,000円となっております。

中学校維持管理事業、学校備品購入につきましては、記載のとおりとなっております。

8、中学校教育振興費になりますが、コンピュータ機器保守管理と教材用備品購入は記載のとおりとなっております。

中学校分の給食費補助につきましては237万8,000円という予算になっています。

続きまして6ページです。

修学旅行費交付金事業であります。こちら小学校と同様に助成をしていきたいということで、中学校分につきましては、一人3万円を助成するというので今回14人分の42万円の査定結果となっております。

9の社会教育総務費であります。中学校の海外派遣研修事業は継続ということでありますけれども、交付金は予定対象者が14人ということで、交付金自体は354万2,000円となっております。

文化芸術鑑賞は継続と同様で200万円、その下、陸別町郷土研究会、陸別物語、29年度は前編を作っておりますけれども、引き続き後編も作成すると、300冊ということで、69万円がついております。あかえぞにつきましては、500冊で64万8,000円、社会教育指導員についても同様についております。

その下、社会教育用備品整備事業でありますけれども、30年度につきましても小太鼓と中太鼓の張替が必要ということで、60万5,000円となっております。冒険体感inとうきょう事業につきましては、14人の交付金ということで145万6,000円となっております。

その下、学童保育所指導員設置事業につきましては、592万5,000円で記載のとおりとなっております。

学校支援地域本部事業と土曜授業推進事業につきましても記載のとおりとなっております。

10の公民館費でありますけれども、公民館修繕料で、陶芸窯の小さい方の蓋の修繕が必要ということで38万9,000円が査定についております。

2段下で、公民館管理委託につきましては、540万3,000円となっております。

11の文化財保護費につきましては、例年同様の事業内容と言うことで継続ということで、記載のとおりとなっております。

12の保健体育総務費でありますけれども、これらも例年どおり行うこととなりますが、2つ目のスポーツ振興基金運用事業、これも継続であります。平成29年度は30万円の予算となっておりますが、30年度は50万円の予算と増額になっております。これまで全国大会等につきましては、振興基金以外に別途補正等に対応しておりましたが、今後ですね、全国大会等につきましてもスポーツ振興基金の運用の中で実施をしていきたいということで、概ね今年度の実績を踏まえて50万円の査定どおりとなっております。

13の体育施設費であります。概ね記載のとおりであります。下から5つ目、備品購入で、スポーツカウンターやフットサルゴールネットが新規として要望のと通りの査定結果となりました。今回の大きなものは、パークゴルフ場整備事業の排水整備工事937万8,000円という査定がついております。これは、パークゴルフ場の駐車場と若葉の住宅側の境のところの排水整備工事を実施するというものであります。

次のページ7ページです。

7ページは主にプール関係でありますけれども、温水ボイラー修繕として13万5,000円、それからプールの備品購入で21万6,000円がついております。スケートリンクにつきましても382万7,000円で査定どおりとなっております。

14の学校給食費であります。今回は経常経費のみということで4,380万2,000円ということでありまして、200万円ほど減額となっておりますけれども、主な要因は、賃金のところで今現在主任調理員、副主任調理員が各1名であります。開設当初と同様に副主任調理員を2名ということで要望していましたが、1名になり減額をしております。その下、長期の臨時職員を今回新たに要望してありまして、こちらは要望が通っておりますけれども、副主任調理員が1名になったということで、こちらは逆に短期臨時調理員を2名から3名に増ということになっております。需用費につきましては2,295万7,000円ということで41万8,000円の減額となっておりますけれども、主に光熱水費の電気料が割引が見込まれるということで、約11万円の減額、賄材料費のところでは、ふるさと給食という予算をつけておりますけれども、このところで約27万6,000円ほど減額をしておりますけれども、全体の中ではやりくりが可能だという判断をしております。

以上簡単でありますけれども、主な予算の査定結果ということで報告させていただきます。

以後、御質問によりお答えしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

野下教育長 ただいまの報告事項について、質疑はありませんか。

(なしの声)

○野下教育長 なければ、私の方からもう1件、別冊の教育長業務報告について説明をしたいと思います。

案件は平成29年度全国体力運動能力、運動習慣等調査の結果の概要についてであります。これは新聞紙上でもありましたが文科省や北海道が公表したものです。この件については、前回の教育委員会会議の中でも協議させてもらいましたけれども、北海道の公表にも同意とするというふうなことでしているものであります。

資料2ページですけれども、これは来月3月に発行される広報りくべつに掲載する原稿であります。それから3ページは、今回29年度の種目別数値結果であります。4ページ、5ページは、北海道が公表する小学校、中学校のランク別結果です。このように資料をご確認いただきたいと思います。

まずは、3ページの方をごらんください。

今までと同様ですね、柔軟性や立ち幅跳びがちょっと弱い傾向が引き続き出ているというものであります。総得点で比較すると、中学校の女子が、全国より得点で下がっておりますけれども、その他は全て、小学校5年生の男女、中学校男子は全国の総得点を上回っている状況であります。詳細については、ごらんいただきたいと思いますが、平成29年度、小学校は土曜授業を活用して、全学年で体力テストを取り組んでいます。前、懇談会でもあったと思うんですが、大誉地の校長、中学校の体育教師を呼んで、全体的な指導をしてもらっているということで、小中通して傾向を見て、体力作り、柔軟性も含めた対応をしてもらいたいと思っていますし、また、まだ話もしていませんけれども、保健センターや保育所とも連携し、何か小さいときから取り組めることはないかと考えているところであります。以上で雑駁な概要説明でありますけれども全国体力運動能力の結果の説明とさせていただきます。

報告事項は以上です。

○野下教育長 報告事項について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議案審議

○野下教育長 なければ、議案審議に入ります。議案第2号、陸別町奨学資金貸付条例の一部改正を陸別町長に申し出ることについてを議題とします。

事務局より提案理由の説明を願います。

○有田次長 8ページをごらんください。

議案第2号、陸別町奨学資金貸付条例の一部改正を陸別町長に申し出ることについて。

陸別町奨学資金貸付条例を別紙のとおり改正する必要が生じたので、陸別町長に申し出るものとする。

提案の理由でありますけれども、近年少子化の傾向により、当町の人口が今後も減少し、地域社会の担い手が不足していくことが予測されている社会状況を踏まえ、今後の当町の発展に資する優秀な人材の育成に寄与するため、所要の改正をしようとするものであります。

今回一部改正をする条例の内容については、9ページ、10ページに一部改正条例案が記載されておりますけれども、11ページ12ページにですね、新旧対照表を載せておりますので、そちらの方で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

奨学資金の貸付けにつきましては、昭和51年からこの条例は制定をして貸付けをしているところでありますけれども、今回は現状にあわせて、貸付月額を上げていきたいということと、加えてですね、陸別に戻ってきてもらって定住をしてもらうということに関して、本来貸付けをした後は、返還をしてもらうことになるんですけども、一定の条件によりまして、返還免除ができるというものです。その条件というのが、陸別町に定住していただくということで、貸し付けた期間、高校生なら3年間、通常の大学生は4年間、貸し付けた期間陸別町に定住をする、要は仕事をして住んでいただいた方については、その相当額を免除すると、100万円借りたら3年間いたら100万円免除しますよと、というようなところが趣旨であります。

11ページから順を追って説明させていただきます。この条例が、昭和51年に制定されたということで、古い条例ということで一部字句改正も含めてですね、今回改正をしていきたいというものであります。右側が、旧、左が新となっております。第1条は変わっておりません。

第2条、貸付対象者ということでありますけれども、旧では奨学資金の貸付けを受けようとする者は、以下奨学生ということで、全て奨学生で統一しておりましたけれども、今回奨学資金の貸付けを受けようとする者はということで、貸付を受けようとする者と、貸付を受けた者を分けるということで、貸付けを受けようとする者を申請書というふうに改正したいというものであります。第2条の旧では1号から4号までありますけれども、このうちの第1号、学費の支弁が困難であること、第3号の学業優秀、性行善良、身体強健であること、この2つの号をですね、削除していきたいというものであります。今現在奨学資金を申請するときには、所得を証明するものを提出してもらっておりますけれども、今回この改正によりまして所得証明は提出は必要ないという形に改正をしていきたいとするものです。よりまして、第2条の新でありますけれども、旧の第2号と第4号をそれぞれ新の第1号、第2号に改めまして、第3号の一つ加えていきたいというものであります。これは医療介護技術職員養成修学資金貸付条例による貸付けを受けていない者であるというものでありまして、奨学資金とは別にですね、医療技術の貸付が別途町で貸付けをしているものがありますので、両方を借りることはないようにということで定めたものです。

続きまして第3条でありますけれども、高等学校在学者は貸付月額1万5,000以内を3万円以内に、それから前号以外の大学等の在学者につきましては、貸付月額2万円以内を5万

円以内ということで、現在の経済状況を踏まえるとですね、3万円、5万円が我々の方で考えている段階では妥当ではないかというところで、今現在の金額を上げていくというものであります。第3条の第2項、旧ではありませんけれども、ここに奨学資金は無利子とするということで加えております。これは今後返還免除等も含めて金額も大きくなっていくということで、奨学資金は無利子であるという規定を設けさせていただいております。

それから第4条であります。旧では、保証人ということで第4条と第2項を設けておりますけれども、新では、貸付の申請ということで第4条、申請者は連帯保証人2人を定め、必要な書類を添えて申請するものとする、第2項、連帯保証人は、独立の生計を営む成人者とするということであります。加えて第3項で、第1項の規定による申請があったときは、その貸付けの可否を決定し、すみやかにその旨を申請者に通知するというものを加えております。

第5条、貸付の期間でありますけれども、新のところでは、奨学資金の貸付けの決定を受けた者、第2条のところでは、貸付けを受けようとする者を、申請者ということで記載をしておりますけれども、第5条で、貸付けの決定を受けた者を奨学生ということで、奨学資金の貸付けをする期間は、在学する学校の正規の修業期間とする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない、という改正内容となっております。

続きまして12ページになります。

第6条の貸付けの休止は現行どおりです。

第7条、貸付の停止でありますけれども、第1項第3号の部分でありますけれども、ただし、奨学生の保護者が町民でなくなった場合は、当該年度中は貸付けするものとするとしております。これは、条例の第2条のところでの条件、在学しているですか、保護者が陸別に住んでいるといったような条件があるんですけども、その内ですね、事情があつて保護者が町民でなくなった時についても、例えば年度途中で保護者が陸別からいなくなったときに、この要件を満たさなくなってしまうんですが、ここについては、従前どおりですね、その年度内だけは貸付けを継続するというもので、これを文言を変えて記載をしているということであります。

第8条、奨学資金の返還であります。現状では10年以内の返還ということでありますけれども、今回貸付金額が増額されることを踏まえまして、10年では月々の返還額が大きくなる可能性があるということで、例えば高校大学両方貸し付けたときを想定するとですね、15年以内まで延ばせば、大体月2万円くらいの返還になるということで、2万円であれば何とか返還も可能なのかなということで、根拠としては月額2万円返済を目処、15年以内ということで5年延ばして改正したいというものであります。第9条に猶予期間を設けておりますけれども、第8条で当該年数を除くという規定がなければですね、例えば4年間猶予した場合に15年から4年を引くと11年になってしまうと、結果従来の10年とあまり変わらなくなってしまうということで、あくまでも提案としては返還の年数は15年以内を確保したいということでありますので、当該年数を除いてという文言を加えているというところでありまして。第2項では前項の規定にかかわらず、奨学資金を繰り上げて返還することは妨げないというものであ

ります。

第9条では、返還の猶予であります。旧のところでは、上級学級に在学しているときとありますけれども、中身的にはですね、新の第1号で最終学校卒業したときという文言があれば、この改正で全部網羅されるのかなということでは思っております。この返還猶予につきましては、高等学校卒業生は3年間、前号以外、高校卒業以外の卒業生につきましては4年間の猶予ができますということでありまして、今年3月に卒業して通常4月から返還が始まるんですけれども、高校卒業の場合はこれを3年間猶予できるというものです。

第10条、返還の免除であります。今回の大きな改正点でありますけれども、第10条の第1号から第3号までは従前と変わりませんが、今回第4号が加えられております。これは、奨学生が最終学校卒業後、退学した場合にあっては退学後、本町の振興と発展のために一定期間以上定住する意志があるとき。ただし免除する額は、定住した期間に応じ、規則で定めるというものでありますけれども、詳細の規則につきましては、現在精査中でありまして、議会でこの条例が可決後ですね、教育委員会議で規則を制定していきたいというふうに考えております。この一定期間以上定住する意志があるときというものにつきましては、陸別町に住んで、働くというものでこれについては、規則の中でいろいろ申請書を出していただきながらですね、決定していきたいとするものでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、高校在学者については、3年間、大学につきましては4年間陸別に定住していれば全額免除になりますということでありまして、例えば大学で、今の古い形で言いますと、2万円ですと96万円、高校で1万5,000円ですと54万円、という形になります。これが、3万円だと3年間で108万円になります。大学生は4年間で、240万円になります。高校と大学の両方を借りると7年間で348万円になります。高校、大学両方借りて348万円の貸付けを受けた者は、7年間住めば、全額免除になります。陸別町への定住を促進していきたいというのが今回の改正の大きな趣旨となります。

13ページです。委任につきましては、この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が目別に定めるというものであります。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するというものでありますけれども、ここで経過措置の2ではありますが、この条例の施行の際現に改正前の陸別町奨学資金貸付条例の規定により貸付けを受けた奨学生のうち、平成30年度から償還を開始する奨学生は、この条例による改正後の陸別町奨学資金貸付条例による貸付けを受けた者とみなす、ということでありまして、今現在、陸別町奨学資金の貸付けにより償還をしている者は6名います。既に29年度以前から返還をしている者であり、この者たちは、今回の条例の対象にはなりません。今現在貸付けを受けていて、30年度から償還を開始する者がいて、その者は対象になるというものです。ちなみに、該当者は1名います。7年間の貸付けを受けています。以上、新旧対照表による説明となります。

戻りまして9ページでありますけれども、本文、陸別町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例、陸別町奨学資金貸付条例の一部を次のように改正する、というものでありますけれども、

今新旧対照表で申し上げたとおりの内容が記載されておりますので、説明を割愛させていただきたいと思っております。以後、御質問によってお答えをしたいと思いますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

○野下教育長 それでは議案第2号の質疑を行います。ありませんか。

○石橋委員 周知の方法は広報か何かでやるの。

○有田次長 おそらくそうなると思います。

○西岡委員 こういう方式のやり方をしているのは、ほかにあるの。

○有田次長 全国的にはあります。奨学資金につきましては、陸別町のように月々貸付をしている場合と、例えば入学資金で一括で貸し付けしているところもありますし、条件付きで、地元に戻った期間に関して返還免除規定のある自治体も他であります。ただ、今回の陸別については、額も大きくなるのかなと感じています。

○野下教育長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○野下教育長 なければ、議案第2号について原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野下教育長 議案第2号は、原案のとおり決定しました。

次に議案第3号、平成30年度陸別町教育行政執行方針についてを議題とします。

それでは、私の方から別途配布されている資料によって、読み上げて説明に替えさせていただきますと思います。

1ページからになります。5行目です。

変化の激しい社会を生きる子どもたちは、幼少期を過ごした「ふるさと」で学んだものが基礎となり、新しい時代に必要な生きる力の原点となっていくものであります。地域の未来を担う人材を育成するという観点を明確にし、ふるさとの産業・文化を子どもたちに理解してもらい、町への誇りと温かな心を育て、陸別町の未来を切り拓く力を育むことが大切であります。

今年度も町ぐるみで学びあう生涯学習の充実に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、「学びあい・支えあい・郷土あい」をスローガンに掲げ、自らが学ぶとともに、その習得した知識や技能を活かし、主体的に地域課題の解決に取り組む活動につながる人材の育成に努めてまいります。

こうした活動の機会として「ふるさと教育」を推進しております。

ふるさと教育は、地域の団体やサークル、企業や様々な階層の方々の協力のもと、多種多様な体験活動が行われており、子どもたちは体験を通じて社会性や規範意識を身につけております。

「陸別の子は陸別で育てる」を主体に町ぐるみで育む活動につなげてまいります。

学校教育の推進であります。

学校教育につきましては、「社会で生きる実践的な力の育成」「豊かな心と健やかな体の育成」「学びをつなぐ学校の実現」「学びを支える家庭・地域との連携・協働」を重点とし、強い学校づくりに取り組んでまいります。

「社会で生きる実践的な力の育成」であります。

子どもたちがこれからの時代を生きていくための力とは何かを地域と共有し、連携・協働しながら学校全体で教育の質を高めていく社会に開かれた教育課程の実現を目指してまいります。

あわせて学校評価の結果の分析及び公表を通して、保護者の思いや期待に応える授業づくり、学校づくりを進めるとともに、学校経営の継続的な改善と教育活動の質の向上に努め、地域に開かれた学校づくりを進めてまいります。

新学習指導要領が、今年度から移行期間となります。主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業改善をチーム学校として推進する検証サイクルの確立を図ってまいります。

平成30年度全国学力・学習状況調査などを効果的に活用・分析し、子ども一人一人の学習の状況や課題について小・中学校のつながりを学校全体で共有し、授業及び学校改善に取り組むよう努めてまいります。

保護者に対しては、調査の結果を踏まえた課題と改善方を配布し、現状の理解と改善方策が反映されるよう努めてまいります。

地域の未来を担うグローバルな人材の育成についてであります。外国語によるコミュニケーション能力を高める取組の推進として、英語指導助手を招へいし、中学生を始め、小学3年生から始まる外国語活動や5年生からの外国語科の授業に対応してまいります。

また、英会話教室やラコーム市との交流の絆をつないでいく役割も果たしており、引き続き英語指導助手の招へいについて所要の予算を計上いたしました。

特別支援教育及び発達支援につきましては、保護者及び関係機関との連携を図り、切れ目のない一貫した指導や支援体制の充実とあわせ専門員の派遣や特別支援補助員等の配置を行い支援に努めてまいります。

修学旅行につきましては、旅行経費の高騰及び少人数による一人あたりの経費増加に伴う保護者負担の軽減を図ることを目的に、今年度新たに修学旅行費に対し、一部助成するため、所要の予算を計上いたしました。

奨学資金貸付条例につきましては、貸付限度額の見直し及び返還免除規定の拡充を図り、安心して学業に専念できる環境づくりのため、改正案を提案しております。

次に、「豊かな心と健やかな体の育成」であります。

道徳教育では、今年度から小学校において教科として位置付けられ、来年度からは中学校で導入されます。教科としての指導計画の改善や「考えを議論する道徳」への授業改善を推進してまいります。

また、授業実践を中核に据えた校内研修を促進し、道徳と各教科との関連を図り、豊かな心

を育てるための指導の充実に努めてまいります。

いじめの問題につきましては、日常から「いじめは人間として絶対に許されない」という学校の方針を明確に伝えるとともに、児童生徒がお互いにはげないことを感じあえる取り組みが重要であります。教員一人一人が、「いじめが起きているかもしれない」という意識を持ち、学校が児童生徒を守るという信頼関係を築き、アンケート調査のみに頼ることなく、日頃の教育相談などを通じ、早期発見、早期対応を学校全体で取り組み、子どもたちが発するサインを見逃さないきめ細やかな対応に努めてまいります。

あわせてPTA活動を通して保護者同士の交流を深め、いじめが起こらない環境を周囲から築いていくことが重要であり、これまでの取り組みを支援してまいります。

「健やかな体」を育成するために、スポーツの楽しさと達成感を味わうことができる体育学習の充実に努め、全国体力・運動能力等調査結果を基に体力・運動能力向上の取り組みを継続してまいります。また、外で遊ぶ機会が少ないことから徒歩による登下校など日常における体力づくりの推進に努めてまいります。

フッ化物洗口につきましては、北海道歯科保健医療推進計画に基づき、小学校において希望者に対し実施しており、今後も歯の健康増進に努めてまいります。

中学校の柔道の授業につきましては、技術及び精神面の達成度などを見極め、今年度も安全に十分注意を払いながら進めてまいります。

インフルエンザに対する予防につきましては、町が実施する予防接種補助制度の周知徹底を図り、集団感染の予防に努めてまいります。

また、薬物乱用防止教室を開催し、健康面に対する正しい知識の普及に努めてまいります。次に「学びをつなぐ学校の実現」であります。

町がこれまで取り組んできました小中連携教育を発展させ、小・中学校が「目指す子どもの姿」を共有し、義務教育9年間の学びをつなぐ小中一貫教育を平成31年度に開始するため準備を進めてまいります。

その推進体制として、学校教育推進協議会を解消し、新たに小中一貫教育推進委員会を設立いたします。

あわせて学校教育法に位置付けられた学校運営協議会（コミュニティ・スクール）についても、同じく平成31年度の導入に向け、学校、保護者及び地域住民などと議論を進めてまいります。

小学校と保育所の連携であります。小学校へ園児を招いての交流や小学校教員の保育所参観など実施しており、今年度も引き続き連携を深めてまいります。

学童保育所につきましては、平成27年度から対象児童を小学校6年生まで拡大しており、今後も小学校や保育所と連携しながら内容の充実に努めてまいります。

学校の安全確保につきましては、子どもたちの安全を第一に、危機意識をもって日常の点検を行うとともに、報告・連絡・相談が普段から励行されているかを確認し、情報を全体で共有

するよう徹底してまいります。

地域と連携した安全確保につきましては、登下校時における児童生徒に対する日頃の指導を始めとして、「通学路の再確認」や「交通安全教室」を開催して指導の徹底を図っております。

また、小学校においては、校区支援ネットワークの取り組みに対し、市街地の全自治会からご理解をいただき、引き続き登下校時の街頭指導にご協力をいただいております。

子どもたちを地域の大人の目で見守り、各関係機関と情報の共有化を図りながら、安全確保に努めてまいります。

教職員の服務規律の保持・徹底につきましては、機会あるごとに注意を喚起しながら、飲酒運転や体罰の根絶など不祥事の未然防止について、指導の徹底に努めてまいります。

教師の資質向上につきましては、校長の経営方針に基づき、個々の授業力の向上を図るとともに、尊敬される教師を目指し、日々研鑽努力を積み重ねていくことが大切であります。

また、校内における研修や小中一貫教育・ICT活用などの研究活動の充実のほか、十勝教育研修センター研修講座等への参加、教育局指導主事の指導を受けながら、資質向上に向けて取り組んでまいります。

教職員の働き方改革の取り組みとして、夏季休業中におけるお盆時期に閉庁日を設け、全員が休みやすい環境をつくってまいります。

次に「学びを支える家庭・地域との連携・協働」であります。

家庭と連携して支える取り組みにつきましては、小学校では、家庭における学習の時間の設定など、生活リズムチェックシートを活用し、学習の習慣化を重点に取り組むとともに、読書活動として家読りレーの推進を図ってまいります。

中学校では「朝と放課後の個別指導」により、学力向上を図るとともに、家庭教育などの相談の充実を図ってまいります。

土曜授業につきましては、平成27年度から実施しておりますが、今年度も引き続き実施してまいります。学校を核とした地域づくりの観点を取り入れ、子どもたちのふるさとを思う心を育てる機会として地域の支援体制の充実を図ってまいります。

今年度は、これまでの内容を検証し、学校・家庭・地域の三者が連携を深め、子どもたちを社会全体で育てるという土曜授業の理念のもと、より成果が見える取り組みになるよう努めてまいります。

地域とともにある学校づくりにつきましては、しばれフェスティバルをはじめ、地域行事に積極的に参加し、連携・協働の活動過程でコミュニケーション能力の向上や自己肯定感の高まりが見られており、継続して推進してまいります。

また、学校だよりの地域回覧や地域参観日など情報公開に努め、学校行事などに地域の方々が参加しやすいよう取り組んでまいります。

社会教育の推進であります。

社会教育の推進につきましては、「学びを活かす地域の実現」を重点とし、「ふるさと教育」

などの成果を生かせる環境づくりを推進し、地域の教育力向上を目指してまいります。

公民館につきましては、「子どもの体験活動」「大人の学び」の拠点施設としての機能充実のため、社会教育活動の展示など可視化を目指してまいります。

また、小中学校向けの推薦図書を購入を図り、学校図書室と共有を進め、子どもたちの読書環境の整備に取り組んでまいります。

ふるさと体験講座につきましては、「わくわく体験」や「水中生物講座」「ラフティング」など「りくべつ学」として進めてまいります。

「ヒップホップダンス教室」は、町文化祭での発表する成果発表型の体験講座であり、継続拡大に取り組めます。

生活体験講座につきましては、児童を対象に料理体験を中心に継続しておりますが、今後、子どもたちに寄り添った幅広い社会教育サポーターの人材確保をし、家庭のニーズに沿った参加しやすい内容に努めてまいります。

「とちかち家族だんらんノーテレビデー」につきましては、家族団らんの良い機会となることから、今後もアンケート調査を実施しながら継続してまいります。

中学生等海外派遣事業は、中学2年生を対象として9月に、冒険・体感inとうきょう派遣事業は、小学6年生を対象として1月に実施する計画であります。体験を通して生きる力が身につき成長に大きく寄与しているこの2つの事業は、陸別町ならではの研修事業であり、今後も継続してまいります。

高齢者教育につきましては、「りくべつことぶき大学」を創設し、今年度、3年目となります。現在45名の方が登録されております。今年度も見学研修を主体に、外に出る機会やみんなが学ぶ場を増やしていく予定です。参加者の意向を踏まえながら内容の充実を図ってまいります。

文化の振興であります。

文化芸術分野につきましては町文化協会の活動を中心に「町文化祭」や町民文芸誌「あかえぞ」の発刊、「ふるさと劇場」の活動が継続して取り組まれております。

今年は、開町100年にあたる年となっております。特にふるさと劇場は、今年度中の100回公演を計画しており、所要の予算を計上いたしました。

次世代への継承が課題となっておりますが、町文化祭における児童によるよさこいや太鼓、ヒップホップダンスの出演、ふるさと劇場における地元の音楽グループの参画など多世代交流や文化活動との協働による取り組みの広がりを支援してまいります。

文化財の保護と活用であります。

町の文化財につきましては、関寛斎を始め、国指定史跡ユクエピラチャシ跡や町指定文化財、郷土資料など、地域資源の一翼を担っております。

関寛翁の顕彰活動につきましては、生誕の地東金市を始め、関寛翁の功績を顕彰する全国的な活動の広がりとともに、関寛斎資料館の来館にあわせ、旧関牧場施設周辺を訪れる人も増え

ており、我が町の開拓の祖に対する関心が高まっております。引き続き関寛翁顕彰会の活動を支援してまいります。

スポーツの振興であります。

スポーツは、心身ともに健康な生活を営み、人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成する上で、不可欠なものであり、あらゆる機会や場所において、スポーツを行うことができるように推進しなければなりません。

当町では、体育団体、各種サークル、自治会など地域の連携と交流を促進する施策を実行するとともに、スポーツ施設の適切な維持管理やスポーツを楽しむ機会の提供に努めてまいります。

町民スポーツレク大会につきましては、第51回を迎えます。町民の皆様の健康と体力の増進と親睦が深まりますよう、8月に開催してまいります。

教育委員会主催の「スポーツの集い」をはじめ、各体育団体主催のソフトボール、パークゴルフ、ミニバレーなどの各種大会につきましても、幅広く町民が参加して楽しめるよう、各協会と連携、協力を努めながら実施してまいります。

また、年齢に応じた体力づくりを推進するために、町民向けの体力テストを実施してまいります。

今年度もスポーツ推進委員や体育連盟・スポーツ少年団、さらには保健福祉センターとの連携を図りながら、町民全員が生涯を通じてスポーツや健康づくりに親しめるよう、その環境を構築してまいります。

また、スポーツ振興基金の運用につきましては、全国、全道大会出場者及び各種指導者講習会などの助成に充当しておりますが、実績に基づき所要の予算を計上しております。

給食・食育であります。

給食事業は、地域の産業振興に寄与し、家庭愛をつなぎ、そして、食の大切さを学ぶ食育を推進するものであります。

衛生管理を徹底し、食物アレルギーへの子どもたちへの対応や安全で安心できる給食の提供を行ってまいります。

また、成長に必要な栄養バランスがとれる多種多様な献立を作成し、地域の食材等も活用しながらおいしく楽しい給食を提供してまいります。

子どもたちに対する食育としては、食育授業や食育用圃場を活用した収穫体験などを通し、食に関する興味を深める取り組みを進めてまいります。子どもたちが郷土の恵みに対して、感謝の気持ちが育つよう推進してまいります。

保護者や地域に対する食育としては、主に給食だよりを通じて給食及び食事についての情報提供を行ってまいります。また、地域の方に対して給食の試食会等を実施してまいります。

教育施設等環境整備であります。

平成30年度における主な環境整備は次のとおりであります。それぞれ所要の予

算を計上いたしました。

教員住宅関係、教員住宅、新築1棟2戸、解体1棟2戸、体育施設管理関係、わかばパークゴルフ場排水整備工事、タウンホール維持管理関係、備品の更新、椅子100脚、椅子用台車3台。

協働と未来についてであります。

「ふるさと教育」「キャリア教育」「りくべつ学」を通して、陸別町の豊かな自然環境・歴史と文化・産業基盤を活かした「地域教育力」を育み、新しい社会をつくりだす子どもたちの生きる力を町ぐるみで育てる陸別型の体験教育の醸成に努めてまいります。

これからも、学校、家庭、地域や各関係機関と連携を深め、教育行政を推進し、町民の付託に応えるよう努めてまいりたいと思います。

町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○野下教育長 以上、読み上げて説明にかえさせていただきました。

今日この場でご意見をいただきたいと思ひますし、また、後日でもご意見等々あれば申しつけたければと思ひます。今この場で意見等ありましたらよろしくお願ひします。

(「なし」の声あり)

○野下教育長 なければ、議案第3号について原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○野下教育長 議案第3号は、原案のとおり決定しました。

◎その他の事項

○野下教育長 次に、その他に入ります。事務局又は委員の皆さんからございますか。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○野下教育長 それでは、以上をもちまして、平成30年第2回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前11時05分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 石 橋 勉

会議録作成職員 角 谷 亮 輔